

伊丹市

公共施設景觀指針



itami
伊丹市

目 次

第1章 はじめに

1. 公共施設景観指針策定の目的	1
2. 公共施設景観指針の位置づけ	2
3. 実施主体	3
4. 用語の定義	3

第2章 対象行為及び区域

1. 対象行為	4
2. 対象区域	5

第3章 景観形成の進め方及び基準

1. 公共施設における景観形成の進め方	6
2. 景観形成基準	
景観形成における3つの観点	7
空間別景観形成基準	9

道路空間	9
公園・緑地空間	1.5
河川空間	1.7

第4章 公共施設景観指針の活用方法

1. 占有物件について	1.9
2. 市域全域の区域における公共施設を整備する事業	1.9
3. 中心市街地における公共施設を整備する事業	2.0

参考

参考資料1 区域図	2.1
参考資料2 中心市街地における道路空間実態調査について	2.3
参考資料3 色彩基準の検討について	4.5

様式

計画段階における景観形成チェックシート（様式第1号）	5.0
設計段階における景観形成チェックシート（様式第2号）	5.2

第1章 はじめに

1. 公共施設景観指針策定の目的

伊丹市は、現在の中心市街地である伊丹郷町に残る酒蔵や町家に象徴されるように、都市として長い歴史を持っています。

伊丹固有の歴史性、地域性、風土性のある良好な都市景観を形成するため、本市は昭和59年に伊丹市都市景観条例を施行し、これらの歴史的景観の保全に取り組んできました。

平成15年に国土交通省が発表した「美しい国づくり政策大綱」により、良好な景観の形成は国政上の重要課題として位置づけられ、平成16年に「景観法」を柱とする「景観緑三法」が制定されました。これにより、基礎的自治体である市町村においても景観行政団体となることにより、その地域特性に応じた景観計画を定めることが出来るようになり、法に基づき独自の景観施策を実施する法整備が整いました。

本市は兵庫県的一般市でいち早く景観行政団体へ移行し、平成18年に伊丹市景観計画を策定しました。これにより、歴史的景観の保全にあわせ、市街地開発により新たに創られた景観の形成、河川や公園など水と緑の景観の保全などに積極的に取り組み、より充実した「伊丹らしさ」を感じることができる景観づくりに取り組んでいます。

国土交通省は「美しい国づくり政策大綱」に基づき、平成23年に景観形成ガイドライン「都市整備に関する事業」を策定し、その策定主旨において、公共施設等の景観形成は事業実施の際に原則として重視すべき要素として扱うことが求められました。公共施設は長期間にわたって存在し続けるものが多く、また不特定多数の人の目に触れる機会が多いため、周囲の景観に大きな影響を与えます。そのため、公共施設について良好な景観の形成を図ることは、本市の魅力向上に大きく貢献します。

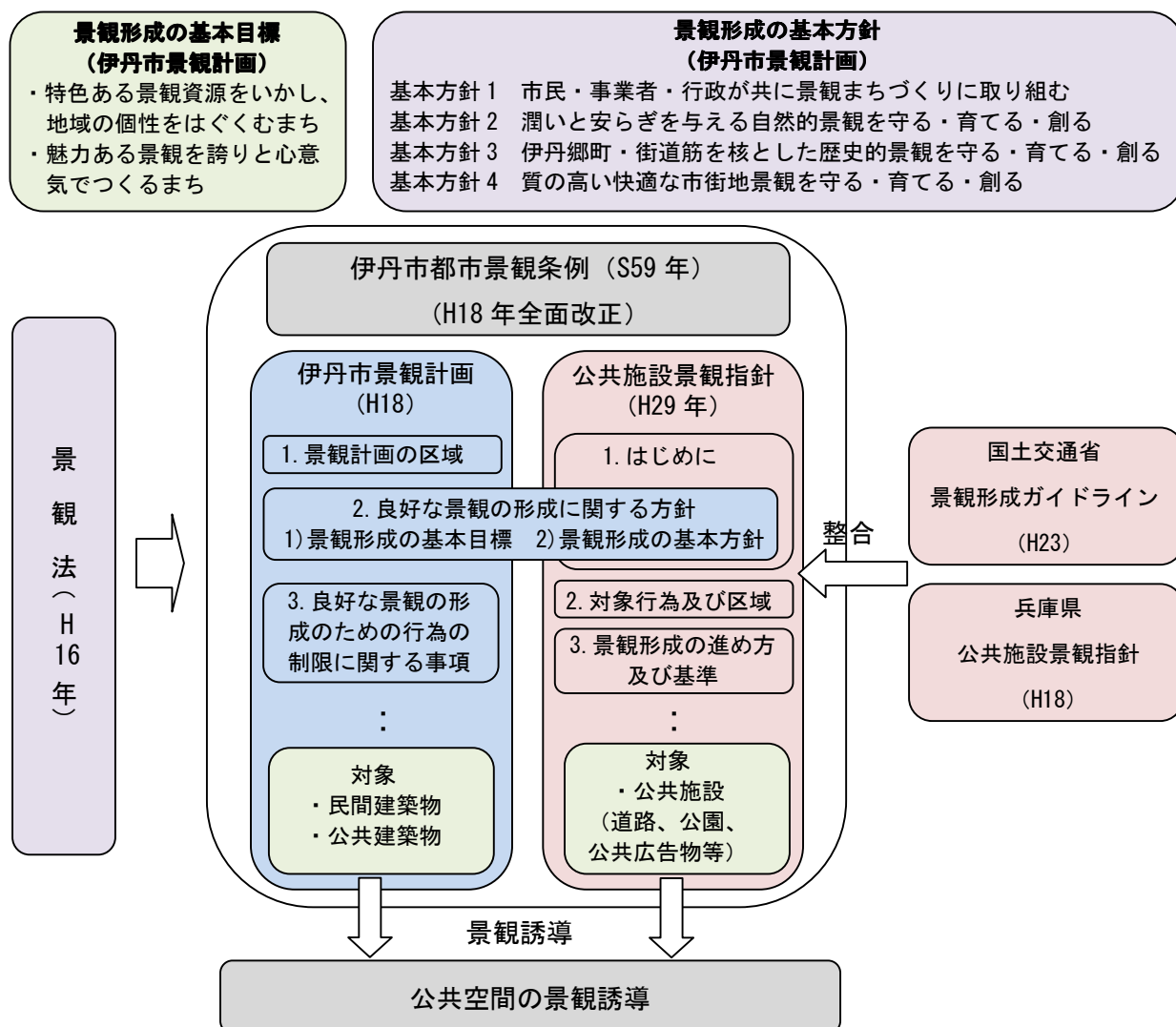
少子高齢化などの社会情勢の変化により市民生活のニーズが多様化する中、都市部では土地利用の高度化が進み、市町村においてはより暮らしやすい環境が整ったまちづくりを行うことが求められます。これらのニーズに応えるためには、安全性や経済性よりも景観の形成を優先にするのではなく、また逆に軽視するわけでもなく、景観の形成を事業実施における検討すべき基本的な要素として位置づけ、様々な検討すべき要素とバランスをとりながら事業を実施することが重要です。

本市がこれまで蓄積してきた景観に関するガイドライン等の考え方を受け継ぎ、また、今後求められる都市像に対応するため、新たな公共施設の整備に関する景観形成の指針を策定し、より魅力的な「伊丹らしさ」を感じる景観づくりを推進することを、本指針の目的とします。

2. 公共施設景観指針の位置づけ

本指針は、景観計画と一体になって公共空間の景観誘導をするものであり、景観形成の基本目標及び基本方針は景観計画に定める「景観形成の基本目標及び基本方針」と共通しています。

また、本指針は公共施設が景観形成における先導的な役割を果たすため、市をはじめとする国や兵庫県が実施する公共施設の整備に関する景観形成の指針です。



伊丹市都市景観条例（抜粋）

第6章 公共施設景観指針 (公共施設景観指針)

第34条 市長は、公共施設の整備に関する事業（以下「公共施設整備事業」という。）に関し、良好な都市景観の形成を図るための指針（以下「公共施設景観指針」という。）を定めるものとする。

- 2 市長は、公共施設整備事業を行おうとするときは、当該公共施設整備事業を公共施設景観指針に適合させるよう努めなければならない。
- 3 市長は、市内において行われる公共施設整備事業について、良好な都市景観の形成を図るために必要と認めるときは、当該公共施設整備事業を行おうとする者に対し、当該公共施設整備事業を公共施設景観指針に適合させるよう協力を求めることができる。

3. 実施主体

主として、市内で公共施設の整備に関する事業を実施する市、県、国及び民間事業者で公共施設の整備に関する事業に携わるものを対象とします。

4. 本指針における用語の定義

○公共施設

景観法（平成16年6月法律第110号）第7条第4項に掲げる公共施設（道路、公園、河川、広場等）及び公共広告物をいう（市役所などの公共建築物は含まれない）。

○景観条例

伊丹市都市景観条例（平成18年9月伊丹市条例第41号）をいう。

○景観計画

伊丹市景観計画（景観法第8条に基づくもの）をいう。

○都市景観形成道路地区

伊丹市景観計画で定める重点的に景観形成を図る区域のうち、「旧大坂道都市景観形成道路地区」、「北少路村都市景観形成道路地区」、「旧西国街道都市景観形成道路地区」、「多田街道都市景観形成道路地区」、「伊丹酒蔵通り都市景観形成道路地区」に指定された区域をいう。

○公共広告物

国、地方公共団体が公共的目的をもって表示し、又は設置する広告物等をいう。

○中心市街地

伊丹市中心市街地活性化基本計画に掲げる中心市街地の区域をいう（P21参照）。

○2軸の道路

中心市街地活性化基本計画に掲げる、4極（東西南北の4つの商業核）を相互に結ぶ2軸（東—西、南—北の2本の歩行者動線）の道路をいう（P21参照）。

第2章 対象行為及び区域

1. 対象行為

第1章の4「用語の定義」に掲げる公共施設について、新設、増設、補修等を行おうとする時、本指針の対象となります。

公共空間は、民間事業者がつくる民間施設と行政関係者がつくる公共建築物及び公共施設によりつくられています。民間施設と公共建築物は景観計画により基準に基づく助言、指導を行っています。

本指針の対象施設は、市内で行う全ての公共施設の整備に関する事業を対象とし、主に以下に示す公共施設についてまとめています。



2. 対象区域

市域全域を対象区域とします。また、伊丹の都市核の役割を担い、にぎわいの創出と活性化を重点的に実施している中心市街地において、その地域特性に応じた基準を設けます。

さらに2軸の道路については、伊丹酒蔵通り都市景観形成道路地区と北少路村都市景観形成道路地区を含み、また歩行者の通行量も多いことから、より厳しい基準を設けます。

基準の適用範囲は以下の通りとします。

○市域全域

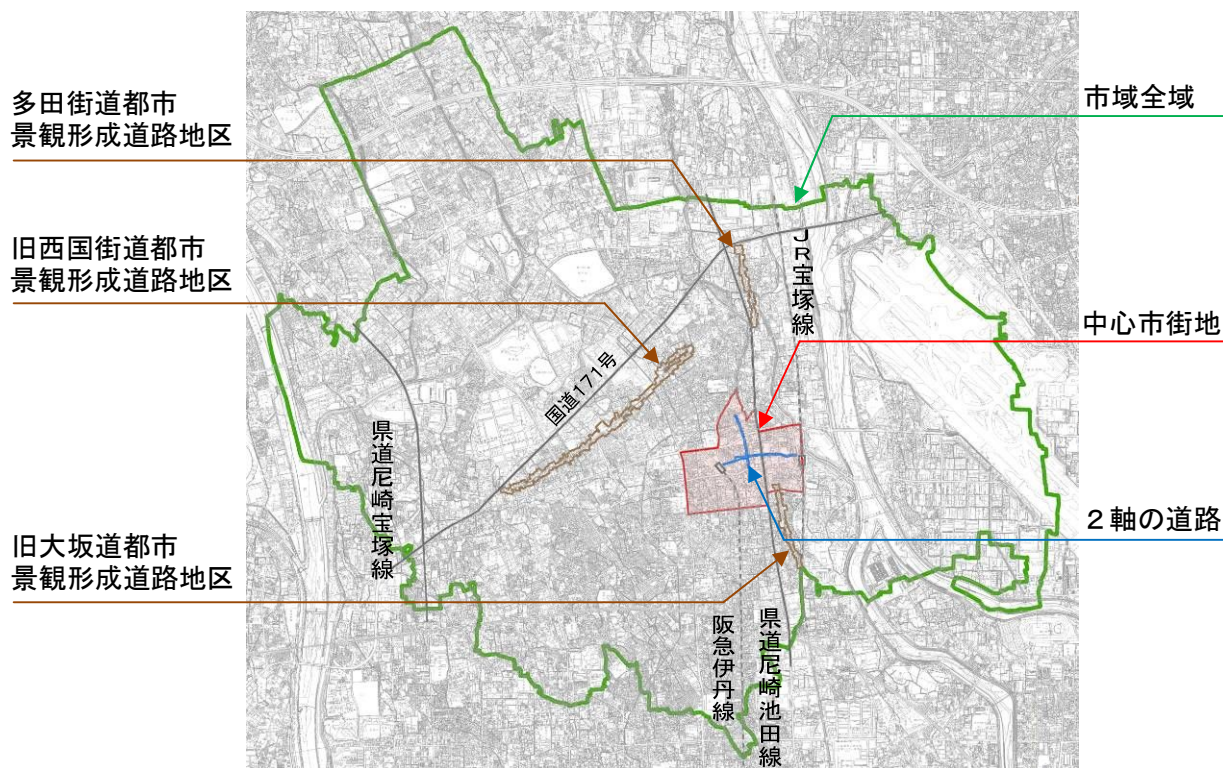
市域全域の景観形成基準。

○中心市街地

市域全域及び中心市街地の景観形成基準。

○2軸の道路

市域全域、中心市街地及び2軸の道路の景観形成基準。



指定区域図（詳細図はP21、P22）

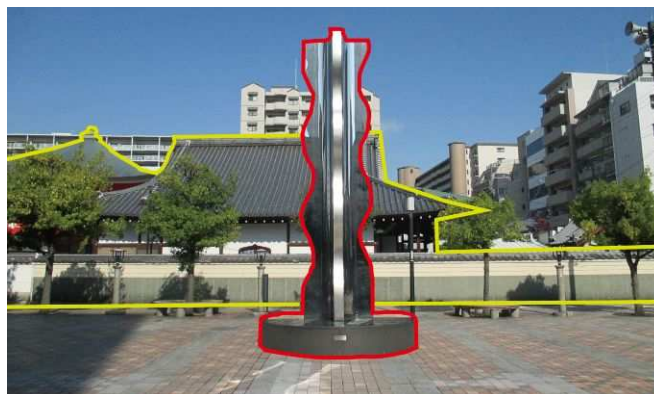
第3章 景観形成の進め方及び基準

1. 公共施設における景観形成の進め方

人は特定のイメージを認識するとき、主役となる「図」とそれ以外の「背景」と、大きく2つに分けて認識します。主役となる「図」を際立たせることにより、イメージはより明快になり、認識されやすいものとなります。

景観においても、見せたいものを目立たせ、それ以外のものはあえて存在感を消すことにより、良好な景観の形成が実現します。

公共施設は、時には先導的に景観を作る「図」ともなりますが、大半は「背景」となるものであり、「背景」となる公共施設を周囲の環境に溶け込ませ存在感を抑えることが、景観的に好ましいと考えます。このことを意識しながら色彩、公共施設の設置場所等を検討することにより、良好な景観形成を実現します。



赤線が公共施設（モニュメント）といった「図」、黄色線が伝統的な建築物といった「図」、それ以外の舗装等の公共施設が「背景」となる。

公共施設の整備にあたっては、長期的に事業を見通した上で、安全性、耐久性などとともに景観を事業実施における各段階で意識することが必要です。

事業の具体的な内容が決まっていない事業計画段階や、経年劣化等により修復やメンテナンスを行う時にも、景観について検討することが重要です。



※それぞれの段階で景観を意識する（後述のチェックシートを活用）

2. 景観形成基準

○景観形成における3つの観点

1. 地域特性を理解する

本市は猪名川、武庫川、昆陽池公園、瑞ヶ池公園などの水と緑の景観や、有岡城の侍町跡地が江戸時代に伊丹郷町として酒造業を中心に産業のまちとして栄えた歴史的景観があります。公共施設が位置する場所の歴史、風土、環境など、そこに住む人々の営みを知ることにより、その地域で求められる景観を検討することができます。



瑞ヶ池公園は桜が約 600 本植樹され、地域住民に親しまれている。



有岡城跡史跡公園の石垣は地域を象徴するものであり、地域住民に親しまれている。

2. 周辺デザインを理解する

公共施設は一つで完結するものではなく、他の公共施設や民間施設と連続して位置します。背景となる公共施設を周辺施設の意匠、色彩等のデザインと連続させることにより、全体として調和のとれた景観の形成が実現します。



尼崎池田線の道路空間。沿道建築物と道路空間は連続して配置されている。



旧街道のまちなみに合わせて松など歴史を感じる樹木が植樹されている。

3. 眺望景観を理解する

良好な眺望景観は、地域を代表する景観であり積極的に保全すべき大切なものです。これらの眺望景観の妨げとならないように公共施設の位置、色彩を検討するとともに、積極的に眺望景観を見る場所に配慮することにより、良好な景観が形成されます。



昆陽池公園からの眺望景観。景観の阻害要因となるものは設置されていない。

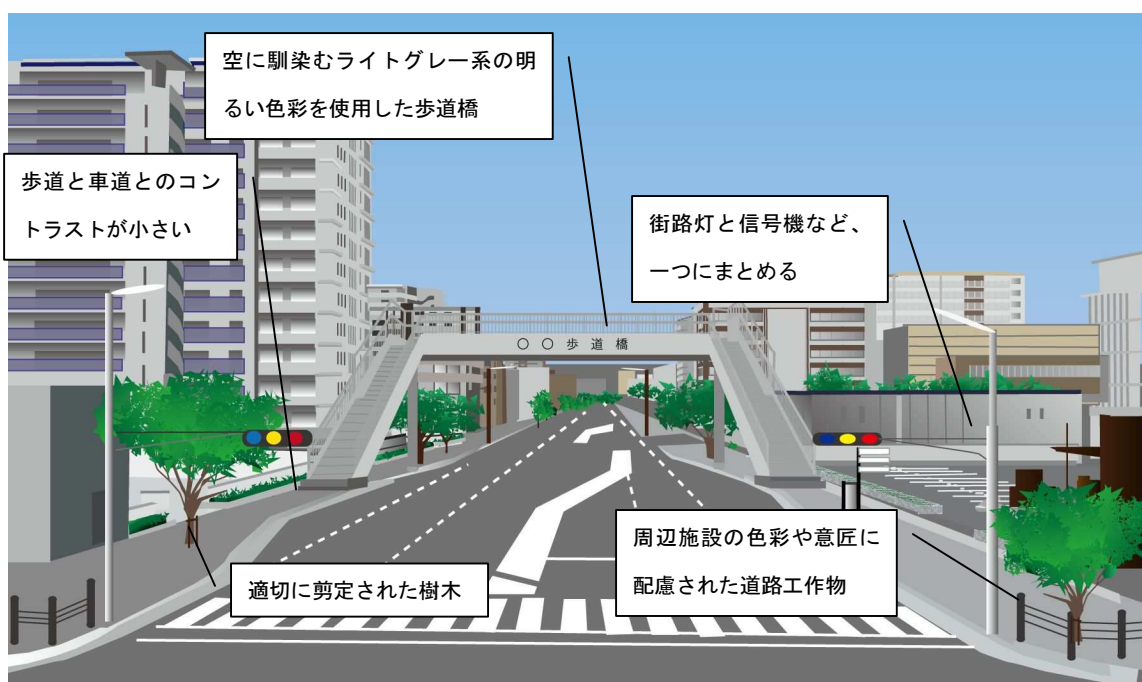


伊丹スカイパークの眺望景観。眺望景観を見る場所を考慮した公園計画となっている。

○空間別景観形成基準

道路空間（市域全域）

道路空間は人の視界を占める面積割合が大きく、また道路舗装や道路工作物は長期間にわたり存在し続けるため、景観に与える影響は非常に大きいものです。道路空間は、舗装や道路工作物などが連続することにより構成されるため、道路空間として総合的に調和を図りながら計画し、ゆとりや快適性が感じられる工夫を行う必要があります。



○好ましい事例

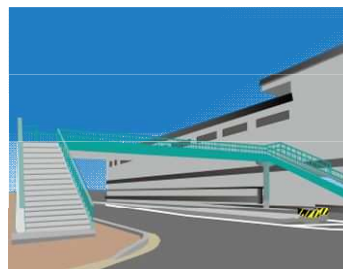


多田街道などの都市景観形成道路地区にある道路工作物はダークブラウン系の色彩を使用している。



水路に設置する防護柵は落ち着いた色彩を使用し、サインの設置はない。

○好ましくない事例



高架構造物に薄い緑色の色彩を使用している。
（空に馴染む色彩を使用していない）

個別基準

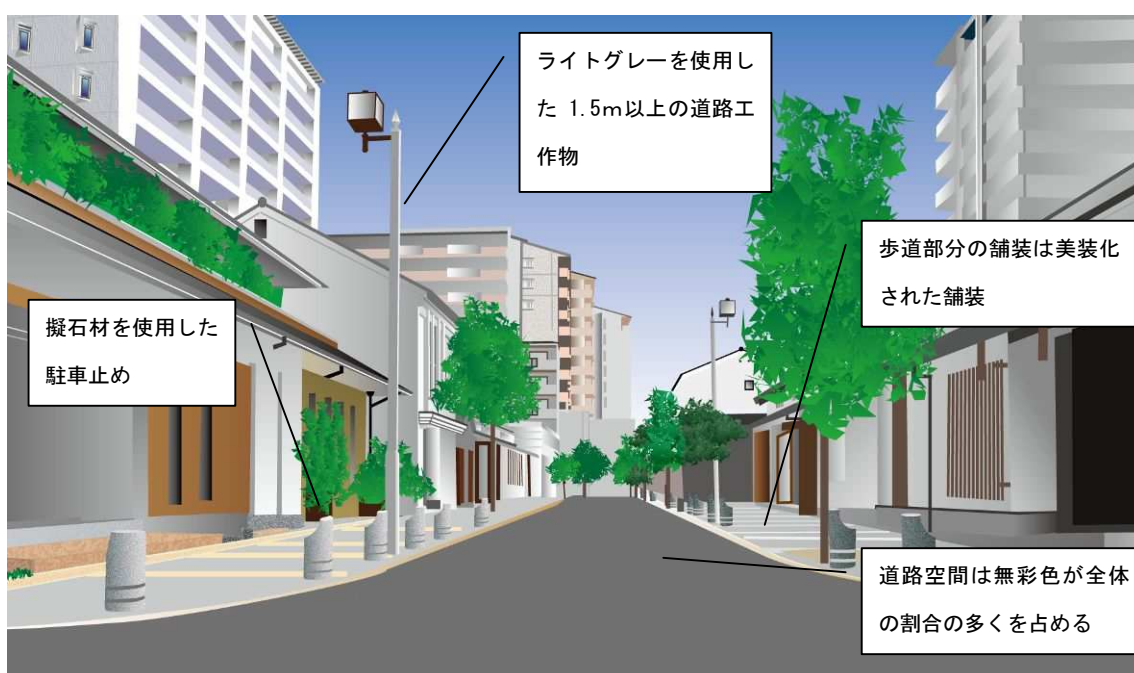
対 象		基 準
道路舗装		・ 周辺のまちなみと調和した色彩、材料を用いる。 ・ 歩道と車道に使用する色彩は、コントラストを抑える。 ・ 舗装の部分的な補修を行う場合は、周辺の舗装になじむよう色彩等に配慮する。 ・ 歩道の色彩、意匠は、対面する歩道の色彩、意匠を合わせ統一感のある景観形成を図る。
街路樹等		・ 可能な区間においては、沿道は高木植栽や植え込み等により緑化修景を図り、うるおいや季節感のある景観形成を図る。 ・ 樹木を選定する際は、周辺の樹木、季節感、地域の特性に配慮して選定する。 ・ 剪定の際は、周辺環境や樹木の特性を配慮し、適切な樹形となるように管理する。
道路 工 作 物	防護柵等	・ 周辺とのコントラストを抑えた色彩とし、周辺景観の調和を図る。
	標識 支柱等	・ 空に馴染むよう、ライトグレーなど高明度、低彩度の色彩を使用する。
	その他の工 作物	・ 近接する道路工作物や周辺施設の色彩や意匠を参考にし、まちなみの連続性に配慮する。 ・ 無秩序に設置するのではなく、集約するなど、全体としてまとまりのある景観形成に努める。
	都市景観形 成道路地区 (中心市街 地を除く)	・ 上記基準に関わらず、景観計画で定める旧大坂道、多田街道、旧西国街道都市景観形成道路地区では、ダークブラウン系（１０ＹＲ２／１程度）の色彩を積極的に使用する。
高架構造物		・ 色彩、材料等の要素は使いすぎないようにし、煩雑感のない調和のとれた景観形成に努める。 ・ 高い場所に設置されるものについては、ライトグレーなど空になじむ色彩を積極的に取り入れる。 ・ 様々な方向から見た場合の見え方に配慮したデザインとする。
公共広告物		・ 構造体があるものについては、支柱等の色彩は周辺の色彩と合わせ、周辺とのコントラストを抑えた連続性のある景観形成に努める。 ・ 地色を白色で切文字にするなど、シンプルなデザインとする。
水路		・ 柵、フェンス等を設置する場合は、周辺のまちなみに馴染むものとし、看板の設置は極力控える。

※法令等で色彩が決まっているもの、着色していない木材、彫刻やモニュメントなどシンボル性の高いものは、色彩に関する規定の対象外とする

道路空間（中心市街地）

中心市街地には、商業施設や文化施設などが集約されてきたにぎわいがある景観と、伊丹郷町の面影を残す歴史的景観が共存しています。

にぎわいと歴史を感じることができる城下町をイメージした統一感のある景観とし、歩いて楽しい市街地を目指します。



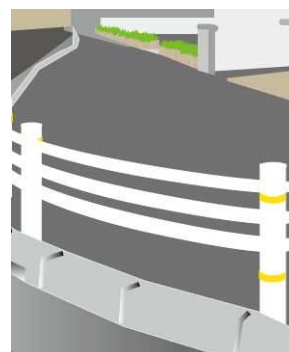
○好ましい事例



擬石材を用いた駐車止めを使用している。



公共広告物の板面の地色は落ち着いた色彩を使用し、広告物を集約している。



真っ白の防護柵を使用している。
(低明度の色彩を使用していない)

個別基準

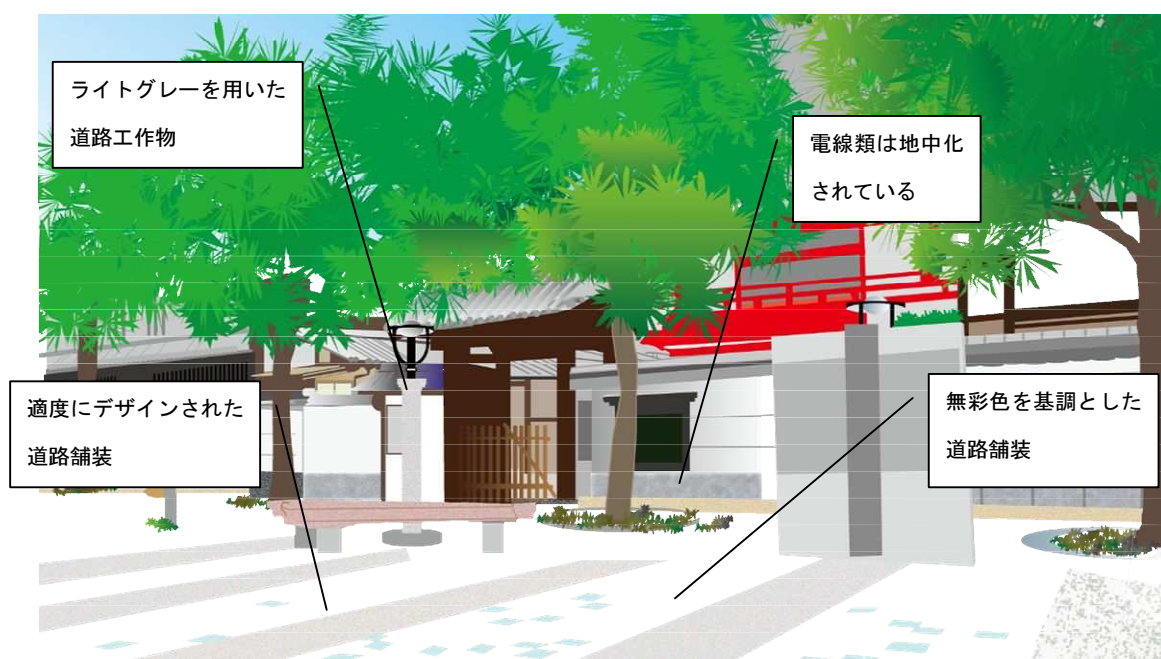
対 象	基 準															
道路舗装 （美装化された舗装に限る）	・ 舗装を変更する時は、美装化された舗装とする。 ・ 使用する色彩の基調色の範囲は、次のマンセル値を参考にする。 <table><tr><td>使用する色相</td><td>明度</td><td>彩度</td></tr><tr><td>無彩色</td><td>4 以上 8 以下</td><td>—</td></tr><tr><td>上記以外のもの</td><td>4 以上 5. 5 以下</td><td>1 以下</td></tr></table>	使用する色相	明度	彩度	無彩色	4 以上 8 以下	—	上記以外のもの	4 以上 5. 5 以下	1 以下						
使用する色相	明度	彩度														
無彩色	4 以上 8 以下	—														
上記以外のもの	4 以上 5. 5 以下	1 以下														
道路舗装 （上記以外）	・ 歩道の舗装は、美装化された舗装とする。															
道路工作物	・ 使用する色彩の基調色の範囲は、次のマンセル値を参考にする。 〈 最高高さが 1. 5 m未満のもの 〉 <table><tr><td>使用する色相</td><td>明度</td><td>彩度</td></tr><tr><td>無彩色</td><td>3 以上</td><td>—</td></tr><tr><td>7. 5 R～2. 5 Y</td><td>3 以上 5. 5 以下</td><td>2 以下</td></tr></table> 〈 最高高さが 1. 5 m以上のもの 〉 <table><tr><td>使用する色相</td><td>明度</td><td>彩度</td></tr><tr><td>無彩色</td><td>3 以上</td><td>—</td></tr></table> ・ 防護柵など、道路舗装と連続し大きい面積を占める道路工作物については、低明度とする。 ・ 駐車止めは、自然材料や擬石材等を使用する。	使用する色相	明度	彩度	無彩色	3 以上	—	7. 5 R～2. 5 Y	3 以上 5. 5 以下	2 以下	使用する色相	明度	彩度	無彩色	3 以上	—
使用する色相	明度	彩度														
無彩色	3 以上	—														
7. 5 R～2. 5 Y	3 以上 5. 5 以下	2 以下														
使用する色相	明度	彩度														
無彩色	3 以上	—														
公共広告物	・ 構造体の意匠は、周辺の公共広告物と同等の意匠となるように努める。 ・ 構造体の色彩の基調色の範囲は、道路工作物に準用する。 ・ 切文字のデザインとするように努める。 ・ 板面の地色（文字、図柄以外の部分）の色彩の範囲は、次のマンセル値を参考にする（地色面積の 1／4 は色彩基準を適用しない）。 <table><tr><td>使用する色相</td><td>明度</td><td>彩度</td></tr><tr><td>7. 5 R～2. 5 Y</td><td>5 以上</td><td>5 以下</td></tr><tr><td>上記以外のもの</td><td>5 以上</td><td>3 以下</td></tr></table>	使用する色相	明度	彩度	7. 5 R～2. 5 Y	5 以上	5 以下	上記以外のもの	5 以上	3 以下						
使用する色相	明度	彩度														
7. 5 R～2. 5 Y	5 以上	5 以下														
上記以外のもの	5 以上	3 以下														

※法令等で色彩が決まっているもの、着色していない木材、彫刻やモニュメントなどシンボル性の高いもの、周囲の環境と連続させるため特に必要と認めるものは、色彩に関する規定の対象外とする

道路空間（2軸の道路）

2軸の道路は昭和58年～平成14年の再開発事業により概ね整備された比較的新しい道路で、一部の区間を除き都市景観形成道路地区の指定を受けています。

既に整備された周辺のデザインを活かすとともに、にぎわいが連続した伊丹の顔となる景観を目指します。



○好ましい事例



照り返しが強くないよう、車道の色彩をN6.5以下としている。



酒樽をイメージしたフラワーポットを使用している。

○好ましくない事例



単調な道路舗装となっている。
（適度な分節や一部デザインを入れることをしていない）

個別基準

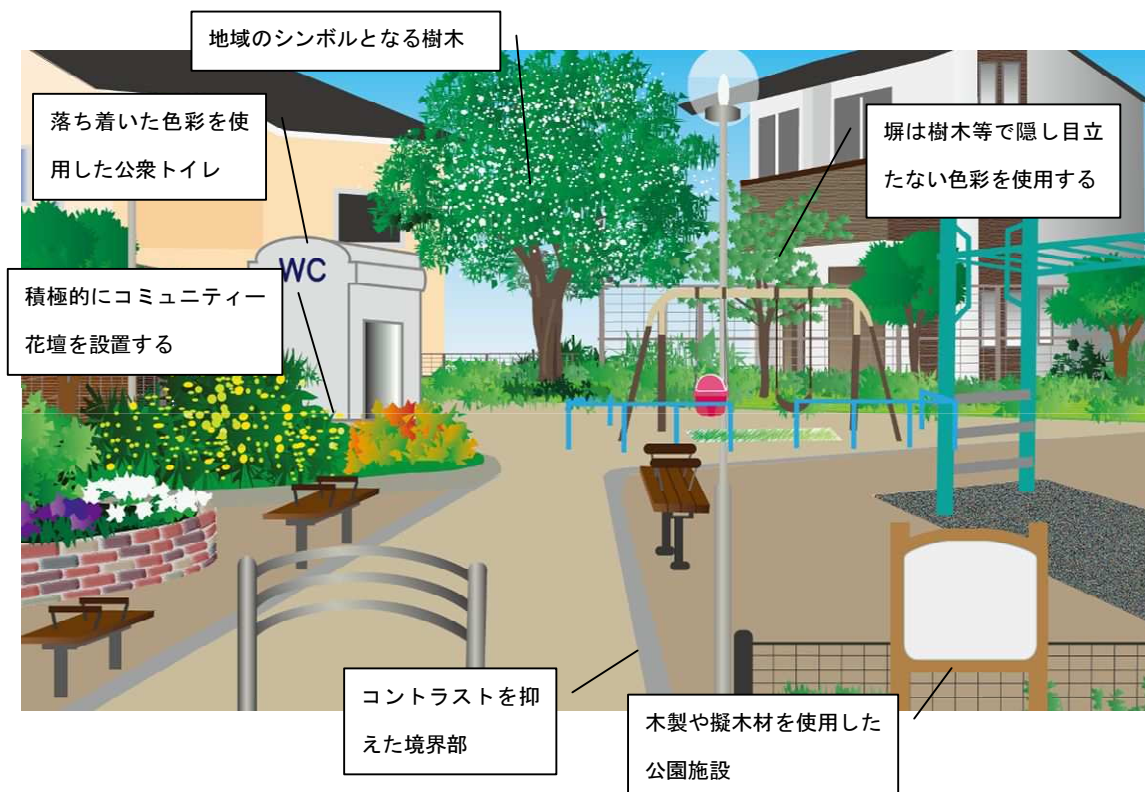
対 象		基 準		
道 路 舗 装	共通	・ 城下町を感じさせるように、石畳をイメージした無彩色の舗装で統一する。 ・ いくつかの色彩を使い分ける場合は、濃淡の差は明度 1 以内とする。 ・ 電線類の地中化に努める。		
	車道	・ 使用する色彩の基調色の範囲は、次のマンセル値を参考にする。		
		使用する色相	明度	彩度
		無彩色	6 以上 6.5 以下	—
	上記以外のもの	6 以上 6.5 以下	1 以下	
歩道	・ 舗装のデザインは、適度な分節や一部デザインを入れることにより、単調なデザインとなることを避ける。 ・ 使用する色彩の基調色の範囲は、次のマンセル値を参考にする。			
	使用する色相	明度	彩度	
	無彩色	4 以上 8 以下	—	
	上記以外のもの	4 以上 5.5 以下	1 以下	
	道路工作物	・ 使用する色彩の基調色の範囲は、次のマンセル値を参考にする。		
〈 最高高さが 1.5 m未満のもの 〉				
使用する色相		明度	彩度	
無彩色		3 以上	—	
〈 最高高さが 1.5 m以上のもの 〉				
使用する色相		明度	彩度	
無彩色		6 以上 8.5 以下	—	
・ フラワーポットについては、酒樽をイメージしたものなど地域性に配慮したものを使用する。				

※法令等で色彩が決まっているもの、着色していない木材、彫刻やモニュメントなどシンボル性の高いもの、周囲の環境と連続させるため特に必要と認めるものは、色彩に関する規定の対象外とする

公園・緑地空間

公園・緑地空間は身近にある市民の憩いの場として自然を提供するとともに、季節の変化を感じることが出来る貴重な空間であり、景観にも大きな影響を与えます。

地域を特徴づける施設や視点場の整備に努めることにより、より良い景観形成が実現します。



○好ましい事例



市民と協力し、コミュニティ花壇を設置している。



地域のシンボルとなる樹木を植樹している。

○好ましくない事例



道路境界部の舗装に派手な色彩を使用している。
(境界部における公園舗装と道路舗装のコントラストが強い)

個別基準

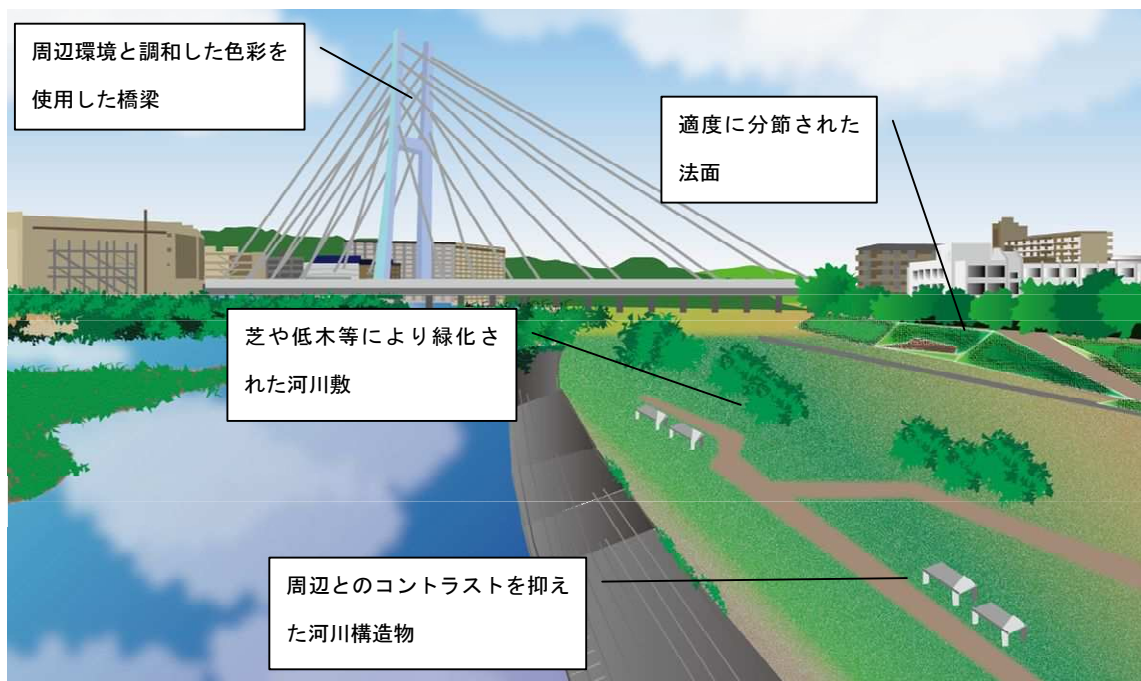
対 象		基 準
舗装		・境界部については、周辺とのコントラストが際立たないように工夫する。 ・舗装を使い分けるときは、色調を合わせ連続性のあるものとする。 ・舗装の部分的な補修を行う場合は、周辺の舗装になじむよう色彩等に配慮する。 ・段差など色彩を使い分けの必要がある場所は、一定のコントラストをつけながらも全体として調和のとれた色彩を使用するように努める。
樹木等		・管理上やむをえず高木等の樹木は無くす場合は、代わりとなる低木等の樹木を植えることなどを検討する。 ・樹木は花が咲くものなど、季節を感じるものを植樹する。 ・地域のシンボルとなるような樹木（サクラ類、ヤマボウシなど）を植栽するなど、地域の景観を象徴するものを植樹するよう努める。 ・できるだけ連続した植樹帯を設ける。 ・市民と協力し、コミュニティ花壇の設置に努める。 ・公園の規模等に合わせ、外部からの視線を極端に遮らないよう計画的に植栽を行う。
公 園 施 設	建築物	・公衆トイレ等の建築物は落ち着いた色彩を用い、周囲の景観と馴染むように計画する。
	照明柱等	・高彩度色の使用は避け、周囲の色調に合わせ一体感を保つよう工夫する。
	駐車場	・周辺の植栽との連続性や一体性を考慮した位置に樹木等の植栽を施す。
	その他の工作物	・公園を囲む塀は、樹木で隠す、周辺と調和した色彩を使用するなど、存在感をなくすように努める。 ・ベンチ、柵などの工作物は、舗装と色調を合わせるなど、一体感を保つよう工夫する。 ・擬木材等の材料を使用し、周辺の植栽と一体感を保つように工夫する。
	都市景観形成道路地区	・上記の規定にかかわらず、景観計画で定める旧大坂道、多田街道、旧西国街道の都市景観形成道路地区の公園施設は、ダークブラウン系の色彩を積極的に使用する。
公共広告物		・構造体があるものについては、支柱等の色彩は周辺の色彩と合わせる、擬木材を使う等により、連続性のある景観形成に努める。 ・地色を白色で切文字にするなど、シンプルなデザインとする。

※法令等で色彩が決まっているもの、着色していない木材、モニュメントや遊具などシンボル性の高いものは、色彩に関する規定の対象外とする

河川空間

河川空間は、公園・緑地空間と同じく市民に自然を提供する身近な場所であるとともに、河川が主役となる空間です。

その地域特性を知り、治水、利水の影響を考慮しながら、周辺環境と調和させることが重要です。



○好ましい事例

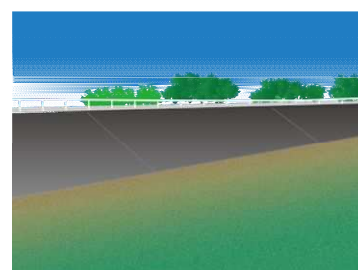


わたり石は見て楽しいデザインとなっている。



周辺の景観に調和した附帯施設を使用し、遊歩道の沿道は花壇などで修景されている。

○好ましくない事例



単調で圧迫感のある法面となっている。
(分節などにより変化を与える工夫がされていない)

個別基準

対 象	基 準
舗装	・治水等河川管理上支障のない範囲で、周辺のまちなみと調和した色彩、材料を用いる。 ・境界部については、周辺とのコントラストが際立たないように工夫する。 ・舗装を使い分けるときは、色調を合わせ連続性のあるものとする。 ・段差など色彩を使い分けの必要がある場所は、一定のコントラストをつけながらも全体として調和のとれた色彩を選定するように努める。
法面	・経年劣化に耐えられる材料を使用するように努める。 ・治水等河川管理上支障がない範囲で、既存の樹木は保存する。 ・治水等河川管理上支障がない範囲で、単調なデザインとならないように坂道、階段、植栽等により分節し変化を与えるよう工夫する。
河川敷	・治水等河川管理上支障がない範囲において、芝等の地被類を積極的に植樹する。 ・治水等河川管理上支障がない範囲において、修景緑化を図る。
遊歩道	・治水等河川管理上支障がない範囲において、花壇や植栽などにより沿道緑化を図る。
河川構造物	・周辺とのコントラストを抑え、統一感のある景観形成に努める。
公共広告物	・構造体があるものについては、支柱等の色彩は周辺の色彩と合わせ、周辺とのコントラストを抑えた連続性のある景観形成に努める。 ・地色を白色で切文字にするなど、シンプルなデザインとする。
橋梁	・周辺の景観と調和した色彩、材料を用いる。 ・歩道と車道に分かれているものは、歩道と車道に使用する色彩のコントラストを抑え、連続性のあるものとする。 ・河川敷から高い場所に設置されるものについては、空に馴染む色彩を積極的に取り入れる。

※法令等で色彩が決まっているもの、着色していない木材、彫刻やモニュメントなどシンボル性の高いものは、色彩に関する規定の対象外とする

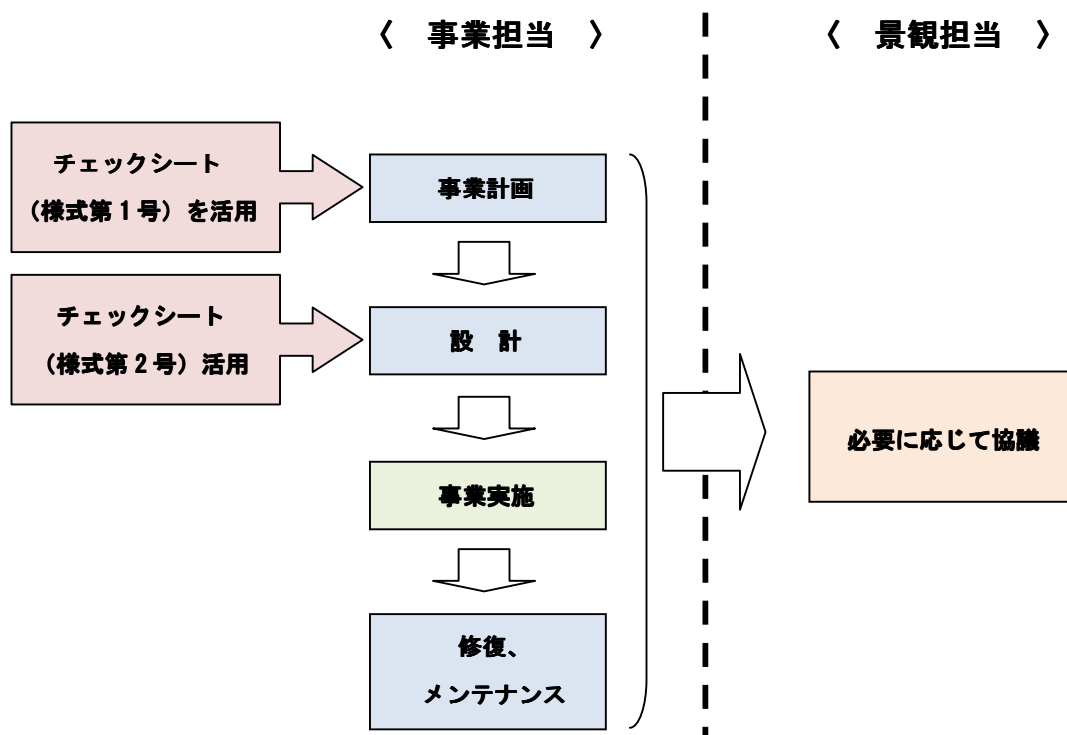
第4章 公共施設景観指針の活用方法

1. 占用物件について

占用物件については、占用許可を行う際に本指針に適合するよう条件を付するなど、占用者に対して指導します。

2. 市域全域の区域で行われる公共施設を整備する事業

事業計画段階では計画段階における景観形成チェックシート（様式第1号）を活用し、設計段階では設計段階における景観形成チェックシート（様式第2号）を活用します。記載されていないことは、本指針の第3章「景観形成の進め方及び基準」を参考に景観形成への配慮をします。

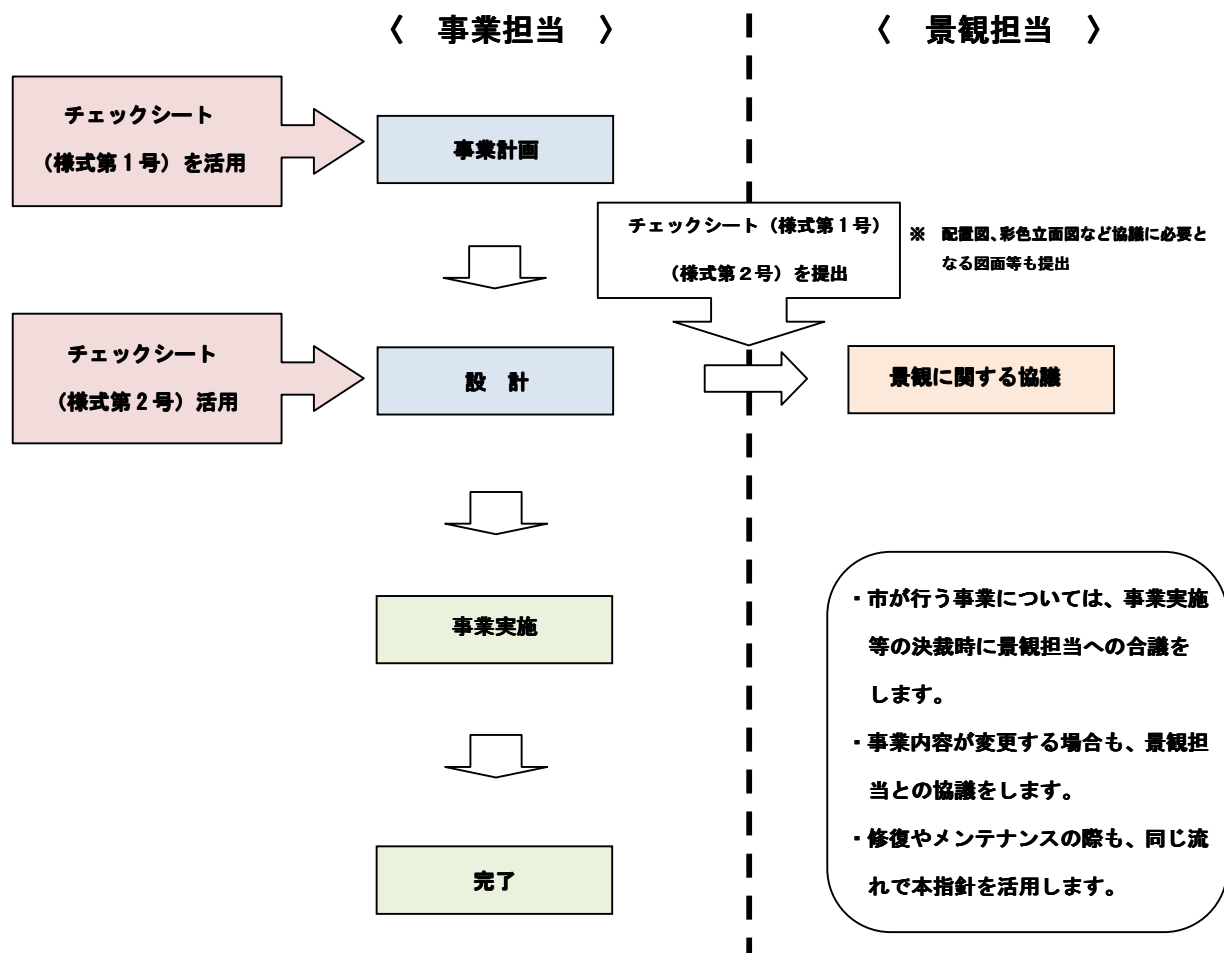


3. 中心市街地で行われる公共施設を整備する事業

事業計画段階では計画段階における景観形成チェックシート（様式第1号）を活用し、設計段階では設計段階における景観形成チェックシート（様式第2号）を活用します。

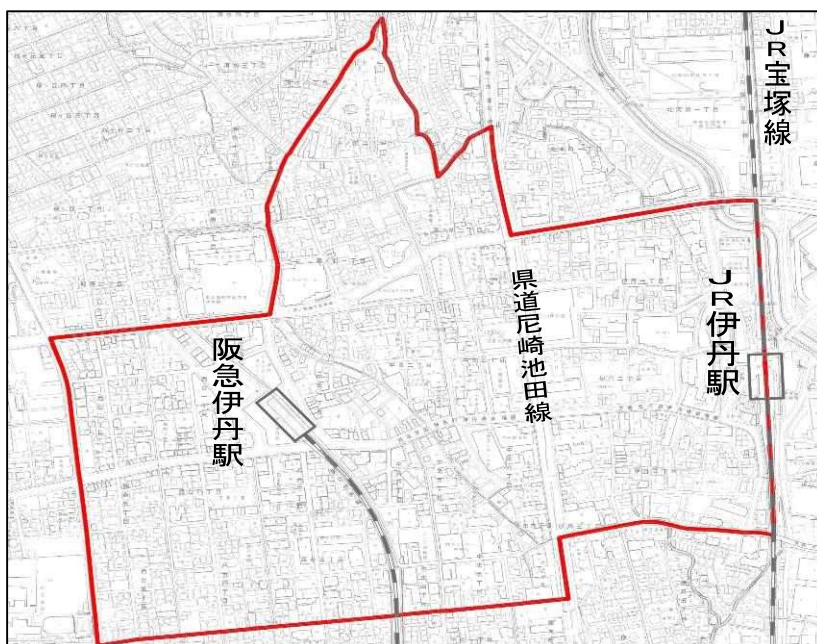
設計段階では、活用したチェックシートと配置図、彩色立面図などの図面等を景観担当へ提出し、景観に関する協議をします。事業内容が変更する場合も、出きるだけ速い段階で協議をします。

事業実施の決裁時に景観担当へ合議をし、修復やメンテナンスの際も同じ流れで景観に関する協議します（緊急を要する事業などについては協議不要とします）。



区 域 図

○中心市街地



伊丹1～3丁目、中央1～6丁目、西台1～5丁目、宮ノ前1～3丁目の全部

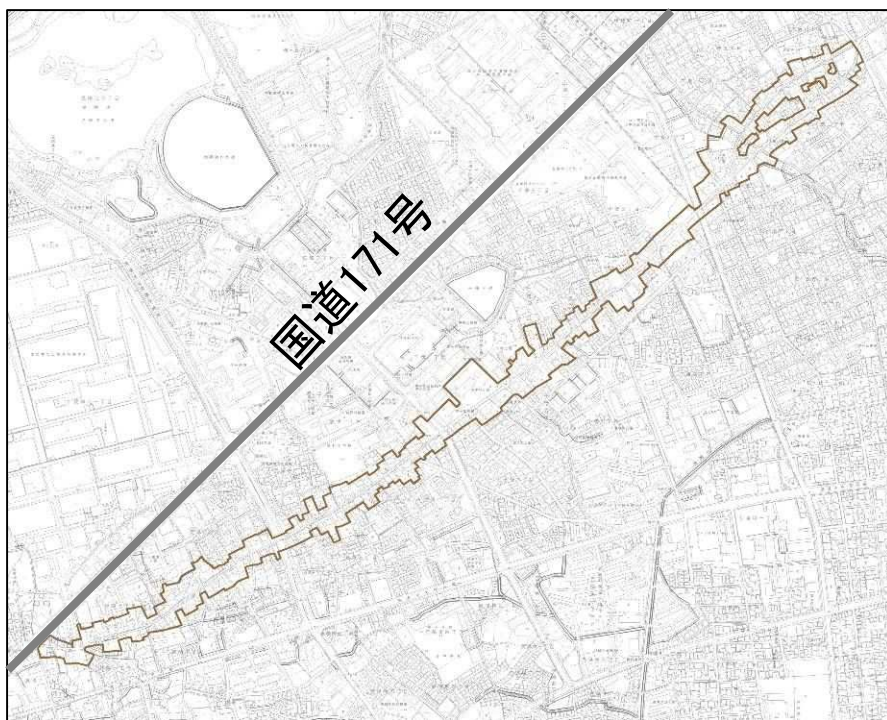
※境界区域は道路中央になっているため、対面道路も区域内の基準に適合させることが望ましい。

○2軸の道路



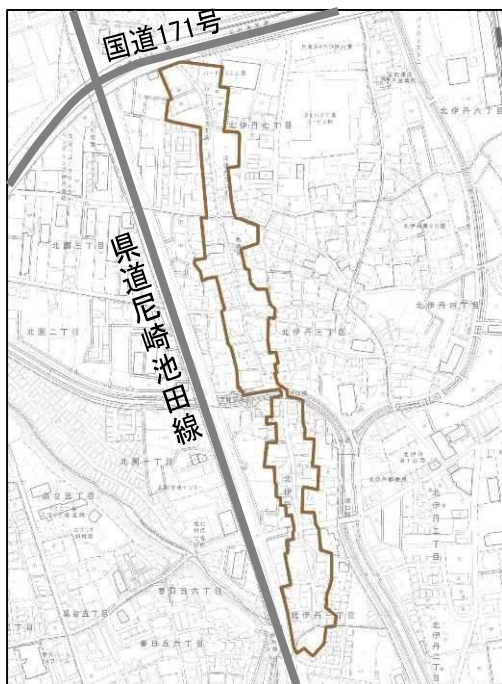
伊丹1丁目、中央1～3丁目、宮ノ前2～3丁目の一部

○旧西国街道都市景観形成道路地区



昆陽1～8丁目・千僧1～3、6丁目・大鹿2～7丁目・桜ヶ丘8丁目の一部

○多田街道都市景観形成道路地区



北伊丹1、3、7丁目・北本町3丁目の一部

○旧大坂道都市景観形成道路地区



伊丹1、2、7丁目・中央3丁目の一部

中心市街地における道路空間実態調査について

1 目的

伊丹市景観計画では、届出対象となる規模の建築物等について、色彩基準を設け景観誘導を行っている。周辺環境と調和した色彩を用いることは、地域景観の連続性の創出に寄与し、逆に奇抜な色彩を用いることは、景観の阻害要因となる。

公共施設景観指針において対象とする施設のうち、道路空間に設置されるもの（道路舗装、道路工作物等）については、景観計画により色彩規制を行っている沿道建築物と連続して配置されているため、これらの道路空間において色彩基準を設けることにより、地域景観の連続性を生み、調和した景観形成を図ることができる。

そのため、公共施設景観指針において地域指定を行う中心市街地（伊丹市中心市街地活性化基本計画で定める地域）において、現存するものの色彩（マンセル値）を測定することにより、公共施設景観指針で定める色彩基準の数値を設定する基礎データを収集する。

2 調査対象区域

伊丹市の中心市街地は、公共施設の整備が既に整っており、今後伊丹で公共事業を実施する予定が多く、中心市街地の公共施設を整備することは、他地域に比べ伊丹の魅力向上への貢献度が高い。また、中心市街地の基本的な構成である4極（東西南北の4つの商店核）を相互に結ぶ2軸（東―西、南―北の2本の歩行者動線）の道路は、伊丹市景観計画で定める都市景観形成道路地区（伊丹酒蔵通り都市景観形成道路地区と北少路村都市景観形成道路地区）を含んでおり、中心市街地の中でも歩行者の通行量が多い。

以上のことから、公共施設景観指針では中心市街地と2軸の道路を公共施設景観指針の地区指定し、色彩基準を設け、より充実した景観誘導を図る。

3 調査対象

① 道路舗装

道路舗装（歩道、車道）は公共空間の中でも大きく面積を占めるものであり、人の目線からも近いことから、色彩基準を設けることにより、より充実した景観誘導を実施できる。

② 道路工作物

街路灯や駐車止めなどの道路工作物は、道路舗装と一体として配置されている状態が好ましいため、道路舗装と合わせ、色彩基準を設ける。

景観計画では、高層な工作物は景観に与える影響が大きいことに鑑み、民間が設置する15m以上の工作物を届出対象としている。そのため、公共施設の道路工作物につい

ても高さにより区分するものとする。

人の目線（アイレベル）は概ね 1.5m までと言われている。視界に入ってくるイメージとしての景観に与える影響に鑑みると、アイレベルに合わせて高さの範囲を区分することが望ましい。そのため、道路工作物については 1.5m 以上と 1.5m 未満で区分する。

（１）1.5m 以上の道路工作物の例

街路灯や信号機、道路標識等の支柱、バス停の母屋など

（２）1.5m 未満の道路工作物の例

駐車止め、防護柵、ベンチなどが

4 調査期間

平成 28 年 5 月 12 日（木曜日）～平成 28 年 6 月 15 日（木曜日）

5 調査方法

○ 道路舗装の調査方法

- 1 中心市街地を歩行し、現況の道路舗装が使用されている場所、色彩を確認。
- 2 道路舗装の色彩を測定。
※色彩については計測器によりマンセル値を測定。
※道路舗装のマンセル値として記録されるものは、基調色（外観の最も大きな面積を占め、配色の中心となる色）となるもの。
- 3 道路舗装を使用されている色彩により区分。
※色彩の区分は、彩度が 1 以下とそれ以外のもので区分、また彩度が 1 以下のものについては、さらに明度による区分を行った。
- 4 都市計画支援システム（GIS）にデータを入力。
※区分に応じて GIS に入力し、中心市街地における区分ごとの道路舗装の分布を確認する。

○ 道路工作物の調査方法

- 1 中心市街地を歩行し、現況の道路工作物が設置されている場所、色彩、高さを確認。
- 2 道路工作物の色彩を測定。
※色彩については計測器によりマンセル値を測定。計測器で測れないもの（計測面が平らでないもの等）は塗料用標準色見本帳により計測。
※道路工作物のマンセル値として記録されるものは、基調色となるもの。
- 3 道路工作物を高さ、色彩により区分。
※色彩の区分は、無彩色と有彩色による区分、また無彩色については、さらに明度による区分を行った。
- 4 都市計画支援システム（GIS）にデータを入力。
※区分に応じて GIS に入力し、中心市街地における区分ごとの道路工作物の分布

を確認する。

6 調査結果

○ 道路舗装

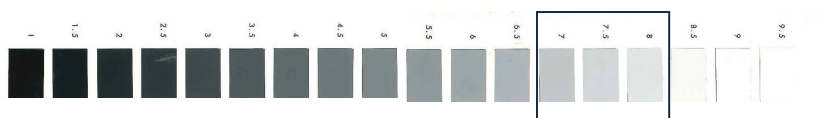
① 色彩による区分

道路舗装は、色彩により以下の4パターンに区分する。

〈 サンプルA 〉

基調色の使用範囲

使用する色相	明度	彩度
無彩色	7 以上 8 以下	—

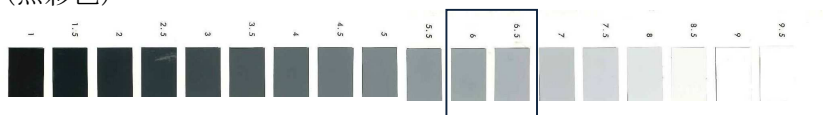


〈 サンプルB 〉

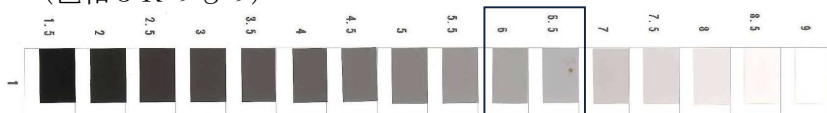
基調色の使用範囲

使用する色相	明度	彩度
無彩色	6 以上 6.5 以下	—
有彩色	6 以上 6.5 以下	1 以下

(無彩色)



(色相 5 R のもの)

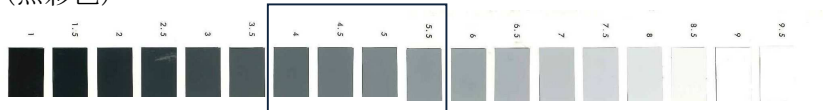


〈 サンプルC 〉

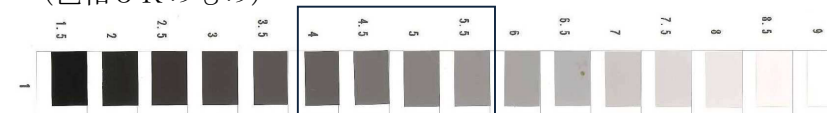
基調色の使用範囲

使用する色相	明度	彩度
無彩色	4 以上 5.5 以下	—
有彩色	4 以上 5.5 以下	1 以下

(無彩色)



(色相 5 R のもの)

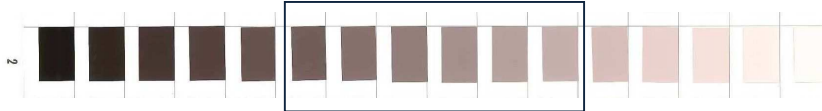


〈 サンプルD 〉

基調色の使用範囲

使用する色相	明度	彩度
有彩色	4 以上 7 以下	2 以下

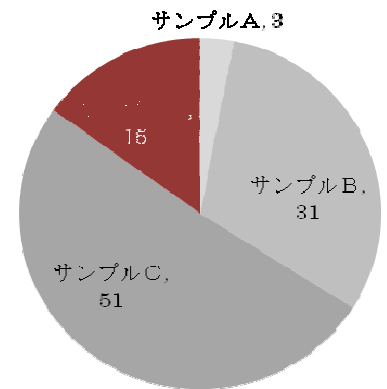
(色相 5 R のもの)



② 道路舗装の面積割合

中心市街地全体の割合

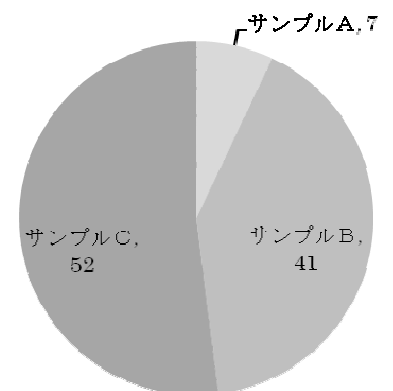
	サン プル A	サン プル B	サン プル C	サン プル D	合計
面 積 (m ²)	1,586	15,095	24,888	7,412	48,981
割 合 (%)	3	31	51	15	100
舗装種 類数	2	5	10	3	20



※面積は都市計画支援システム (G I S) により測定したもの

2 軸の道路における割合

	サン プル A	サン プル B	サン プル C	サン プル D	合計
面 積 (m ²)	849	4,660	5,912	0	11,421
割 合 (%)	7	41	52	0	100
舗装種 類数	1	5	6	0	8



中心市街地全体ではサンプルCが51％と一番高く、次いでサンプルBが31％と二番目に高い。サンプルA、B、Cは、彩度が1以下と低彩度のものであり、彩度1以下の色彩の合計は全体で85％となる。

2軸の道路については、サンプルCが52％、サンプルBが41％となっている。サンプルAはサンプルB、Cに比べ明度が高く、主に、サンプルB車道に使用されており、サンプルA、B、Cが歩道に使用されている。また、2軸の道路においてはより白に近い色を積極的に使用されている。

○ 道路工作物

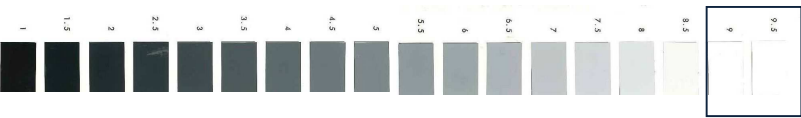
① 色彩による区分

道路工作物は、色彩により以下の5パターンに区分する。

〈 サンプル1 〉

基調色の範囲

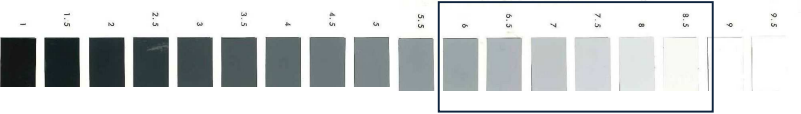
使用する色相	明度	彩度
無彩色	9 以上	—



〈 サンプル2 〉

基調色の範囲

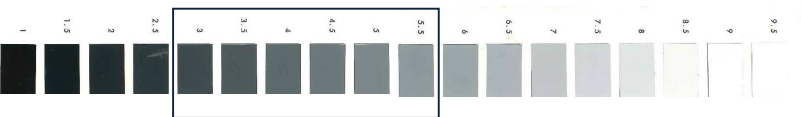
使用する色相	明度	彩度
無彩色	6 以上 8.5 以下	—



〈 サンプル3 〉

基調色の範囲

使用する色相	明度	彩度
無彩色	3 以上 5.5 以下	—

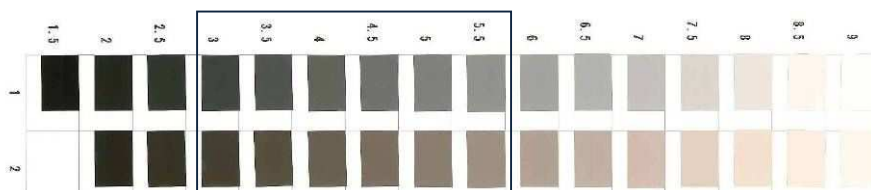


〈 サンプル4 〉

基調色の範囲

使用する色相	明度	彩度
--------	----	----

7. 5 R ~ 2. 5 Y	3 以上 5. 5 以下	2 以下
-----------------	--------------	------



〈 サンプル5 〉

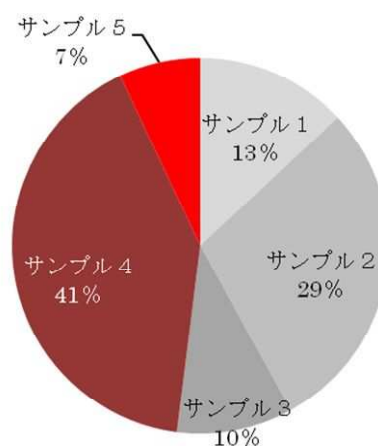
基調色の範囲

上記以外のマンセル

② 中心市街地におけるサンプル使用の個数割合 (1.5m未満の道路工作物)

中心市街地全体の割合

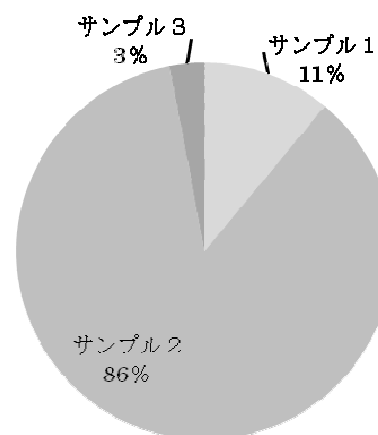
	サ ン プ ル 1	サ ン プ ル 2	サ ン プ ル 3	サ ン プ ル 4	サ ン プ ル 5	合 計
個 数 (個)	26	56	19	80	12	193
割 合 (%)	13	29	10	41	7	100



※連続して配置されている駐車止め等は1個としてカウント

2軸の道路における割合

	サ ン プ ル 1	サ ン プ ル 2	サ ン プ ル 3	サ ン プ ル 4	サ ン プ ル 5	合 計
個 数 (個)	4	33	1	0	0	38
割 合 (%)	11	86	3	0	0	100



※連続して配置されている駐車止め等は1個としてカウント

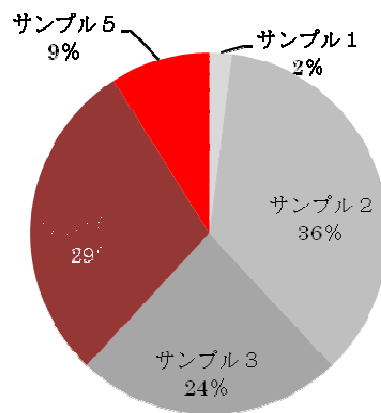
中心市街地全体ではサンプル4が41％と一番高く、次いでサンプル2が29％と二番目に高い。サンプル5については7％と他のサンプルより大きく下回っている。無彩色の割合は、サンプル1～3が無彩色であるため、全体の52％となる。

2軸の道路については、サンプル2が86％と全体のなかで一番高く、他のサンプルを大きく上回っている。また、サンプル4とサンプル5については、サンプル数は0である。

⑥ 中心市街地におけるサンプル使用の個数割合 (1.5m以上の道路工作物)

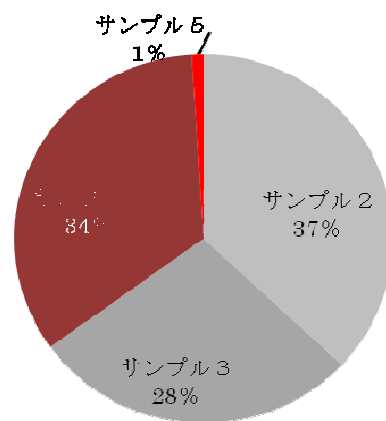
中心市街地全体の割合

	サ ン プ ル 1	サ ン プ ル 2	サ ン プ ル 3	サ ン プ ル 4	サ ン プ ル 5	合 計
個 数 (個)	14	205	134	165	48	566
割 合 (%)	2	36	24	29	9	100



2軸の道路における割合

	サ ン プ ル 1	サ ン プ ル 2	サ ン プ ル 3	サ ン プ ル 4	サ ン プ ル 5	合 計
個 数 (個)	0	35	26	32	1	94
割 合 (%)	0	37	28	34	1	100



中心市街地全体では、サンプル2が36％と一番高く、次いでサンプル4が29％と二番目に高い。サンプル1、5については2％、9％と他のサンプルより大きく下回っている。無彩色の割合は、サンプル1～3が無彩色であるため、全体の62％となる。

2軸の道路については、サンプル2が37％と一番高く、次いでサンプル4が34％と2番目に高い。サンプル1、5については0％、1％と他のサンプルより大きく下回って

いる。

中心市街地における道路舗装一覧

○サンプルA

〈 色彩の範囲 〉

使用する色相	明度	彩度
無彩色	7 以上 8 以下	—

〈 舗装例 〉

A－1	A－2
	
基調色の色彩（マンセル値） N 8	基調色の色彩（マンセル値） N 7

○サンプルB

〈 色彩の範囲 〉

使用する色相	明度	彩度
無彩色	6 以上 6. 5 以下	—
有彩色	6 以上 6. 5 以下	1 以下

〈 舗装例 〉

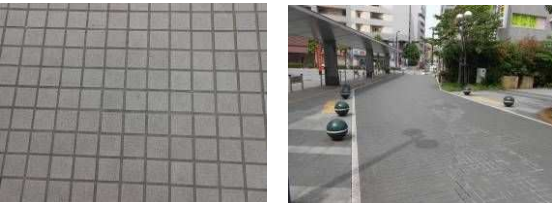
B - 1	B - 2
 	 
基調色の色彩（マンセル値） N 6	基調色の色彩（マンセル値） N 6. 5
B - 3	B - 4
 	 
基調色の色彩（マンセル値） 1 0 R 6 / 1	基調色の色彩（マンセル値） N 6. 5
B - 5	
 	
基調色の色彩（マンセル値） 5 P 6 / 1	

○サンプルC

〈 色彩の範囲 〉

使用する色相	明度	彩度
無彩色	4 以上 5. 5 以下	—
有彩色	4 以上 5. 5 以下	1 以下

〈 舗装例 〉

C - 1	C - 2
	
基調色の色彩（マンセル値） N 4	基調色の色彩（マンセル値） 2. 5 Y 5. 5 / 1
C - 3	C - 4
	
基調色の色彩（マンセル値） N 5	基調色の色彩（マンセル値） N 4
C - 5	C - 6
	
基調色の色彩（マンセル値） N 5. 5	基調色の色彩（マンセル値） N 4. 5

C-7	C-8
 	 
色彩（マンセル値） 10YR5/1、10YR4/1	色彩（マンセル値） 10YR5/1、10YR6/2、 10R4/1
C-9	C-10
 	 
色彩（マンセル値） 2.5YR6/2、10PB5/1、 2.5G5/1	色彩（マンセル値） N4.5

○サンプルD

〈 色彩の範囲 〉

使用する色相	明度	彩度
有彩色	4以上7以下	2以下

〈 舗装例 〉

D-1	D-2
 	 
基調色の色彩（マンセル値） 10R6/2	基調色の色彩（マンセル値） 2.5Y7/2
D-3	
 	
基調色の色彩（マンセル値） 5YR4/2	

中心市街地の道路工作物（1．5 m未満）

○サンプル1

〈 色彩の範囲 〉

使用する色相	明度	彩度
無彩色	9 以上	—

〈 サンプル例 〉

1 ガードレール	2 駐車止
	
基調色の色彩（マンセル値） N 9	基調色の色彩（マンセル値） N 9
3 フットライト	4 ガードレール
	
基調色の色彩（マンセル値） N 9	基調色の色彩（マンセル値） N 9

○サンプル2

〈 色彩の範囲 〉

使用する色相	明度	彩度
無彩色	6 以上 8. 5 以下	—

〈 サンプル例 〉

1 ベンチ	2 歩道柵
	
基調色の色彩（マンセル値） N 6	基調色の色彩（マンセル値） N 8
3 駐車止め	4 ベンチ
	
基調色の色彩（マンセル値） N 8	基調色の色彩（マンセル値） N 8

○サンプル3

〈 色彩の範囲 〉

使用する色相	明度	彩度
無彩色	3 以上 5. 5 以下	—

〈 サンプル例 〉

1 鳥居	2 フットライト
	
基調色の色彩（マンセル値） N 3	基調色の色彩（マンセル値） N 3
3 駐車止め	4 駐車止め
	
基調色の色彩（マンセル値） N 4	基調色の色彩（マンセル値） N 4

○サンプル4

〈 色彩の範囲 〉

使用する色相	明度	彩度
7. 5 R ~ 2. 5 Y	3 以上 5. 5 以下	2 以下

〈 サンプル例 〉

1 歩道柵	2 自転車柵
	
基調色の色彩（マンセル値） 2. 5 Y 3 / 2	基調色の色彩（マンセル値） 5 Y R 3 / 2
3 地上機器	4 鳥居
	
基調色の色彩（マンセル値） 1 0 R 3 / 1	基調色の色彩（マンセル値） 1 0 R 3 / 2

○サンプル5

〈 色彩の範囲 〉

上記以外のマンセル値

〈 サンプル例 〉

1 駐車止め	2 地上機器
	
基調色の色彩（マンセル値） 5 B G 3 / 6	基調色の色彩（マンセル値） 2. 5 Y 7 / 2

中心市街地の道路工作物（1． 5 m以上）

○サンプル1

〈 色彩の範囲 〉

使用する色相	明度	彩度
無彩色	9 以上	—

〈 サンプル例 〉

1 道路標識支柱	2 歩道上屋
	
基調色の色彩（マンセル値） N 9	基調色の色彩（マンセル値） N 9
3 バス停母屋	4 道路標識支柱
	
基調色の色彩（マンセル値） N 9	基調色の色彩（マンセル値） N 9

サンプル2

〈 色彩の範囲 〉

使用する色相	明度	彩度
無彩色	6 以上 8. 5 以下	—

〈 サンプル例 〉

1 道路標識支柱	2 信号機支柱
	
基調色の色彩（マンセル値） N 7	基調色の色彩（マンセル値） N 6
3 街路灯支柱	4 街路灯支柱
	
基調色の色彩（マンセル値） N 6	基調色の色彩（マンセル値） N 6

○サンプル 3

〈 色彩の範囲 〉

使用する色相	明度	彩度
無彩色	3 以上 5. 5 以下	—

〈 サンプル例 〉

1 街路灯	2 街路灯
	
基調色の色彩（マンセル値） N 4. 5	基調色の色彩（マンセル値） N 3
3 案内サイン	4 案内サイン
	
基調色の色彩（マンセル値） N 3	基調色の色彩（マンセル値） N 4

○サンプル4

〈 色彩の範囲 〉

使用する色相	明度	彩度
7. 5 R ~ 2. 5 Y	3 以上 5. 5 以下	2 以下

〈 サンプル例 〉

1 信号機支柱	2 屋外拡声器支柱
	
基調色の色彩（マンセル値） 10 R 4 / 3	基調色の色彩（マンセル値） 5 Y R 4 / 2
3 バス停	4 信号機支柱
	
基調色の色彩（マンセル値） 10 R 3 / 1	基調色の色彩（マンセル値） 10 Y R 3 / 1

○サンプル5

〈 色彩の範囲 〉

上記以外のマンセル値

〈 サンプル例 〉

1 カーブミラー	2 街路灯
	
基調色の色彩（マンセル値） 2． 5 Y R 6 ／ 1 4	基調色の色彩（マンセル値） 2． 5 G 4 ／ 4

色彩基準の検討について

色彩基準を設定するに向けて、下記の項目に基づき、「中心市街地全体」及び「2軸の道路」の色彩基準を検討する。

- 1 道路舗装、道路工作物ともに、実態調査により得た、既に使用されている色彩を参考にする
- 2 道路舗装は、「伊丹市中心市街地トータルデザイン指針」に規定のあるグレー系の色彩（無彩色）で、かつ2軸の道路は、明度はN 6.5以下とすることを推奨しているため、これを参考にする
- 3 道路工作物は、連続する道路舗装の色彩の同系統の色彩となるように考慮する
- 4 道路工作物（1.5m以上）は、アイレベルよりも高いため、空に馴染むように低彩度、高明度の色彩とする
- 5 2軸の道路については、景観計画で規定する沿道建築物の色彩基準を参考にする

なお、道路舗装については、設定する色彩基準はあくまで基調色（外観の最も大きな面積を占め、配色の中心となる色）の基準であり、実際は一つの色彩に統一されるのではなく、適度に分節する、デザインを入れる等の飽きのこないデザインとすることが望ましい。

道路舗装について

中心市街地全体

既存の色彩の使用割合は、サンプルCの色彩が51％と一番高く、サンプルBの色彩が31％と2番目に高い。その他の色は、サンプルAが3％、サンプルDが15％である。

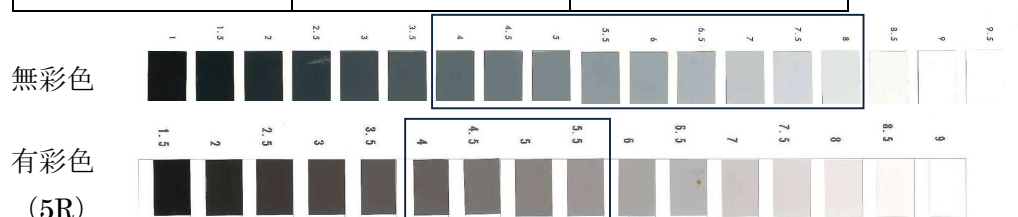
サンプルA、B、Cの色彩については、ともに彩度が1以下であり、「伊丹市中心市街地トータルデザイン指針」に規定のあるグレー系の色彩であると言える。

以上のことより、サンプルA、B、Cに使用されている色彩を基調色の色彩基準とする。

現状使用されている道路舗装の15％が既存不適格の色彩となる。

基調色の使用範囲

使用する色相	明度	彩度
無彩色	4以上8以下	—
有彩色	4以上5.5以下	1以下



2軸の道路

既存の色彩の使用割合は、サンプルCが52%、サンプルBが41%、サンプルAが7%となっている。

「伊丹市中心市街地トータルデザイン指針」では、照り返しがきつくなるためN6.5以下の色彩を使用することとなっている。

景観計画で規定する伊丹酒蔵通り都市景観形成道路地区の色彩基準は、明度が6以上となっている。

トータルデザイン指針と景観計画の基準を適用させると、サンプルBの色彩（明度6以上6.5以下）が使用可能な色彩となる。しかし、2軸の道路における現状の道路舗装は、車道と歩道の両方がタイル等のアスファルト以外の仕上げとなっており、歩道と車道では色彩は統一しつつもある程度のコントラストを持たせたほうが、単調なデザインではなくすっきりしたデザインとなり、景観的には好ましい。

そのため、2軸の道路については、車道と歩道で分けて、色彩基準を設定する。

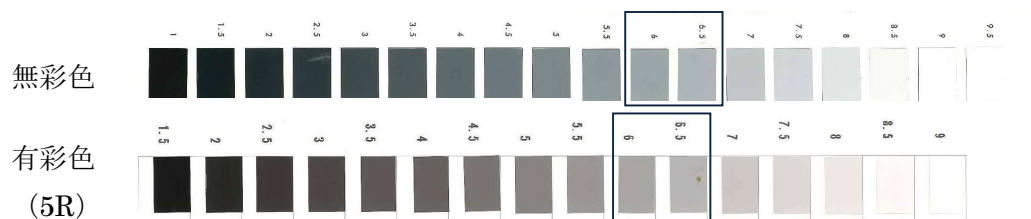
車道においては、道路空間の最も大きい面積を占めるため、照り返しがきつくないよう明度を6.5以下とし、また景観計画に規定のあるN6以上を採用する。そのためサンプルBで使用される色彩を色彩基準とする。

歩道については、中心市街地全体で使用できる、サンプルA、B、Cで使用される色彩を色彩基準とする。

現状使用されている道路舗装の色彩で既存不適格の色彩はない。

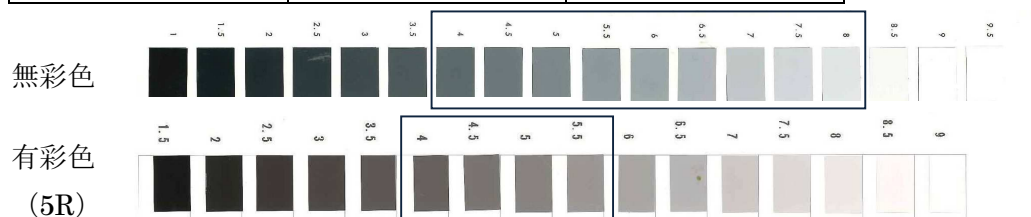
基調色の使用範囲（車道）

使用する色相	明度	彩度
無彩色	6以上6.5以下	—
有彩色	6以上6.5以下	1以下



基調色の使用範囲（歩道）

使用する色相	明度	彩度
無彩色	4以上8以下	—
有彩色	4以上5.5以下	1以下



道路工作物について（1.5m未満）

中心市街地全体

既存の色彩の使用割合は、サンプル4の色彩（7.5R～2.5Yの色相で明度2以上6未満、彩度2以下）が41％と一番高く、サンプル2の色彩（無彩色で明度6以上9未満）が29％と2番目に高い。

中心市街地全体の道路舗装で規定する色彩基準は、明度4以上で彩度は1以下であり、低彩度、中明度以上のものである。

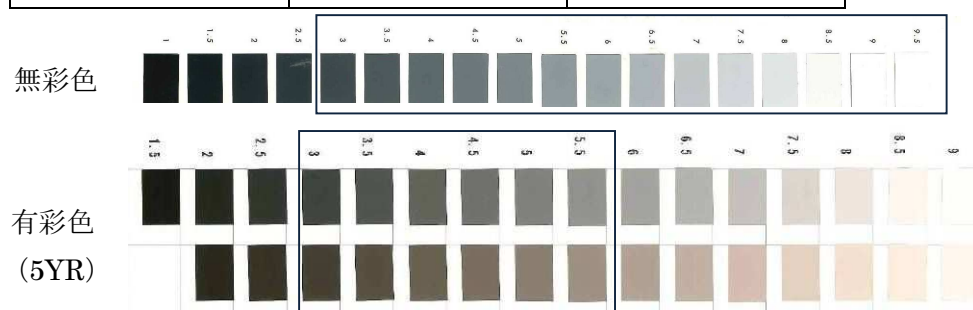
道路工作物（1.5m未満）は、視認性や安全性を考慮し、道路舗装とある程度色彩の違いを持たせる必要があるが、極端に違う色彩ではなく、道路舗装と同系統の色彩を使用ことが好ましい。

既存の色彩においても周辺の色彩と大きく違った色彩を使用しているものは少なく、また既存のサンプル1～4の使用割合は93％であるため、サンプル1～4に使用している色彩を基調色の色彩基準とする。

現状使用されている道路工作物（1.5m未満）の7％が既存不適格の色彩となる。

基調色の使用範囲

使用する色相	明度	彩度
無彩色	3以上	—
7.5R～2.5Y	3以上5.5以下	2以下



2軸の道路について

既存の色彩の使用割合は、サンプル2の色彩が86％と一番高く、他のサンプルを大きく上回っており、サンプル4の色彩は使用されていない。

2軸の道路における道路舗装の色彩基準は、明度6以上で彩度1以下としており、低彩度で明るい色彩を規定している。

景観計画で規定する伊丹酒蔵通り都市景観形成道路地区の色彩基準は、明度が6以上となっている。

2軸の道路においては、サンプル4の色彩は使用されておらず、また全体的に低彩度の色彩となっている。道路工作物（1.5m未満）においては、視認性や安全性を考慮する必要

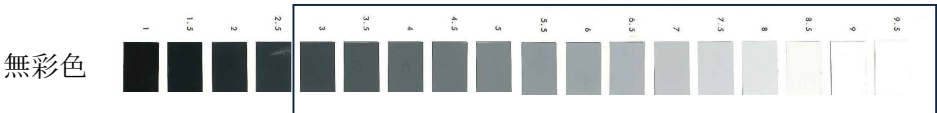
があるため、明度については幅を持たせ、彩度については無彩色で統一する。

そのため、サンプル1～3で使用されている色彩を基調色の色彩基準とする。

基調色の使用範囲

現状使用されている道路工作物（1.5m未満）の色彩で既存不適格と色彩はない。

使用する色相	明度	彩度
無彩色	3 以上	—



道路工作物について（1.5m以上）

中心市街地全体

既存の色彩の使用割合は、サンプル2の色彩が36％と一番高く、サンプル4の色彩が29％と2番目に高い。

中心市街地全体の道路舗装で規定する色彩基準は、明度4以上で彩度は1以下であり、低彩度、中明度以上のものである。

道路工作物（1.5m以上）は、アイレベルよりも高い箇所にあるため、空に馴染む高明度、低彩度の色彩が好ましい。

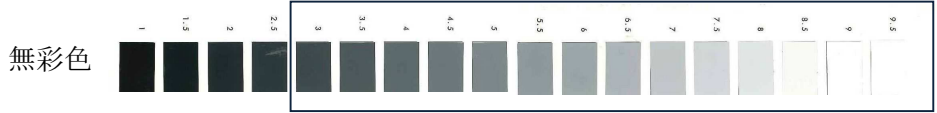
サンプル1～3は無彩色が使用されているため、無彩色が割合は全体の62％である。道路舗装で規定する色彩基準も彩度1以下であるため、道路舗装との連続性を考慮し、基調色の色彩基準は無彩色で規定する。

そのため、サンプル1～3で使用されている色彩を基調色の色彩基準とする。

現状使用されている道路工作物（1.5m以上）の38%が既存不適格の色彩となる。

基調色の使用範囲

使用する色相	明度	彩度
無彩色	3 以上	—



2軸の道路について

既存の色彩の使用割合は、サンプル2が37%と一番高く、次いでサンプル4が34%と2番目に高い。

2軸の道路における道路舗装の色彩基準は、明度6以上で彩度1以下としており、低彩度で明るい色彩を規定している。

景観計画で規定する伊丹酒蔵通り都市景観形成道路地区の色彩基準は、明度が6以上となっている。

道路工作物（1.5m以上）は、アイレベルよりも高い箇所にあるため、空に馴染む高明度、低彩度の色彩が好ましい。

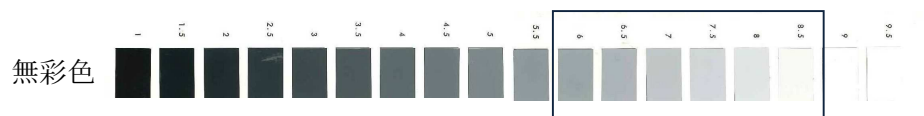
全体的に高明度、低彩度の色彩を規定しており、1.5m以上の道路工作物についても高明度、低彩度の色彩に誘導することが望ましい。

そのため、サンプル2で使用されている色彩を基調色の色彩基準とする。

現状使用されている道路工作物（1.5m以上）の63%が既存不適格の色彩となる。

基調色の使用範囲

使用する色相	明度	彩度
無彩色	6以上8.5以下	—



(様式第1号)

計画段階における景観形成チェックシート

基本事項

事業名											
事業の 内容	施設の 種類										
	行為の 内容										
実施期間		着手予定日	年	月	日	～	完了予定日	年	月	日	
他行政計画等 との位置づけ											

チェック事項(事業計画段階)

地域特性を 理解する	〈 地区指定 〉 ☐ 中心市街地(2軸の道路外) ☐ 中心市街地(2軸の道路内) ☐ 都市景観形成道路地区(☐ 都市景観形成道路地区) ☐ その他の行政計画に位置づけられている地区(地区) 〈 季節、時間による変化 〉 ☐ 桜、紅葉等、季節によりその地域の表情が変わる。 ☐ 当該敷地の夜景景観等が、地域住民に親しまれている。
周辺デザインを 理解する	〈 周辺施設 〉 ☐ 駅前、駅周辺(駅) ☐ 公園、公園周辺(公園) ☐ 河川、河川周辺() ☐ 文化財、文化財周辺() ☐ 社寺、仏閣周辺 ☐ 景観重要建造物周辺 ☐ 都市景観形成建築物周辺 ☐ 景観重要公共施設若しくはその周辺 〈 周辺施設に使用されている基調色の色彩 〉 ☐ 舗装等の地面の色彩(色) ☐ 建築物や柵等の沿道の色彩(色) 〈 周辺施設の形態、意匠等 〉 ☐ 周辺に歴史的な意匠等の形態が使用されている工作物がある。 ☐ 周辺に自然材料が使用された工作物がある。 ☐ 周辺に連続した樹木が植栽されている。
眺望景観を 理解する	〈 周辺の状況 〉 ☐ 事業実施地点は、景観計画で定める重点区域、景観重要建造物、都市景観形成建築物、文化財、大規模な公園等の周辺から視認できる。 ☐ 周辺に地域のシンボルとなるもの(シンボルツリー、歴史的建造物)がある。 ☐ 当該施設から景観を眺望できる場所を作ることができるか。できる場合、眺望できる場所を作ること検討したか。
上記のことにつ いての 配慮事項	

備 考

・景観重要建造物

景観法第19条第1項に基づき指定した、良好な景観形成に重要な役割を持つ建造物です。伊丹市では次の2件を指定しています。

- 白雪ブルワリービレッジ長寿蔵 住所：伊丹市中央3丁目412番1,3
- 東リ旧本館事務所 住所：伊丹市東有岡5丁目125番地

・都市景観形成建築物

伊丹市都市景観条例第30条第1項に基づき指定した、都市景観の形成を図るために必要な建築物です。伊丹市では次の建築物を指定しています。

- 指定第2号 伊丹市北伊丹3丁目
- 指定第5号 伊丹市伊丹5丁目
- 指定第6号 伊丹市伊丹5丁目
- 指定第8号 伊丹市下河原2丁目
- 指定第9号 伊丹市御願塚3丁目
- 指定第11号 伊丹市下河原2丁目
- 指定第13号 伊丹市下河原2丁目
- 指定第16号 伊丹市口酒井1丁目
- 指定第23号 伊丹市荻野5丁目
- 指定第25号 伊丹市荒牧1丁目
- 指定第26号 伊丹市山田3丁目
- 指定第27号 伊丹市野間5丁目
- 指定第28号 伊丹市御願塚3丁目
- 指定第29号 伊丹市口酒井3丁目

・景観重要公共施設

景観計画により良好な景観形成に重要なものとして、整備に関する事項を定められた公共施設です。伊丹市では次の施設を景観重要公共施設として指定しています。

- 道路
 - ・北少路村都市景観形成道路地区内の道路
 - ・旧大坂道都市景観形成道路地区内の道路
 - ・旧西国街道都市景観形成道路地区内の道路
 - ・多田街道都市景観形成道路地区内の道路
 - ・伊丹酒蔵通り都市景観形成道路地区内の道路
- 公園
 - ・昆陽池公園
 - ・瑞ヶ池公園
 - ・緑ヶ丘公園
 - ・荒牧バラ公園

〈 道路空間 〉

道路舗装	☐ 色彩が事業実施地点周辺の色彩と極端に違うものでないか。
	☐ 歩道と車道の色彩は、コントラストが大きくないか。
	☐ 歩道の色彩は、対面する歩道と同一の色彩、意匠となっているか。
	☐ 舗装を部分的に補修する場合は、補修する舗装部分と同じ色彩、意匠としているか。
	〈 中心市街地(美装化された舗装に限る) 〉
	☐ 美装化された舗装となっているか。 ☐ 規定されたマンセル値を参考にしているか。
	〈 2軸の道路 〉
☐ 歩道は適度な分節や一部デザインを入れることにより、単調なデザインとなることを避けているか。	
☐ 規定されたマンセル値を参考にしているか。 ☐ 舗装の明度の差は1以下としているか。	
☐ 法令等により色彩等が決まっている。(根拠法令等名:)	
街路樹	☐ 可能な区間においては、樹木を保全しているか。
	☐ 樹木の選定は、周辺の樹木、季節感、地域特性を配慮しているか。
	☐ 剪定の際は樹木の樹形に配慮した剪定を行っているか。
道路工作物	☐ 防護柵等は、道路舗装と色彩のコントラストは大きくないか。
	☐ 標識等の比較的高い道路工作物は、ライトグレー等の空に馴染む色彩を使用しているか。
	☐ 周辺の道路工作物と集約や設置箇所をまとめる等の配慮を検討したか。
	☐ 近接する道路工作物や周辺施設の色彩、意匠を参考にしているか。
	〈 都市景観形成道路地区(中心市街地を除く) 〉
	☐ ダークブラウン系の色彩を使用しているか。
	〈 中心市街地 〉
	☐ 規定されたマンセル値を参考にしているか。 ☐ 防護柵等は低明度の色彩を使用しているか。
	☐ 駐車止めは擬石材等の自然材料を使用しているか。
〈 2軸の道路 〉	
☐ フラワーポットは酒樽をイメージしたものを使用しているか。	
☐ 規定されたマンセル値を参考にしているか。	
☐ 法令等により色彩等が決まっている。(根拠法令等名:)	
高架構造物	☐ 色彩、材料等を使用しすぎていないか。 ☐ 様々な方向からの見え方を考慮したか。
	☐ 高い場所に設置されるものは、ライトグレー等の空に馴染む色彩を使用しているか。
	☐ 法令等により色彩等が決まっている。(根拠法令等名:)
公共広告物	☐ 構造体があるものは、周辺の色彩と合わせているか。
	☐ デザインはシンプルなものとなっているか。
	〈 中心市街地 〉
	☐ 構造体の意匠は、支柱等の意匠を周辺の公共広告物と同等のものとしているか。
	☐ 構造体の色彩は、規定されたマンセル値を参考にしているか。
	☐ 板面の地色の色彩は、規定されたマンセル値を参考にしているか。
☐ 法令等により色彩等が決まっている。(根拠法令等名:)	
水路	☐ 柵、フェンス等は周辺のまちなみに馴染むものとなっているか。
	☐ 看板の設置はないか。

〈 公園・緑地空間 〉

舗装	☐ 舗装境界部の使用する色彩のコントラストは大きくなっていないか。 ☐ 舗装を部分的に補修する場合は、補修する舗装部分と同じ色彩、意匠としているか。 ☐ 舗装を使い分けるとき、色調を合わせているか。 ☐ 段差など色彩を使い分けの必要が有る場合は、一定のコントラストをつけながらも全体として調和のとれた色彩を使用しているか。 ☐ 法令等により色彩等が決まっている。(根拠法令等名：)
樹木等	☐ 樹木を無くす際、別の樹木を植える等の措置を講じているか。 ☐ 新たな樹木を植樹する際、花のなるものなど季節を感じる樹木を選んでいるか。 ☐ 当該公園には、シンボルとなる樹木があるか。 ☐ 連続して植樹帯を設けているか。 ☐ コミュニティー花壇の設置を検討したか。 ☐ 外部からの視線を極端に遮るような植樹を行っていないか。
公園施設	☐ 公園に付随する建築物は落ち着いた色彩を使用しているか。 ☐ 照明柱等の色彩は、周囲の色調に合っているか。 ☐ 駐車場は、周辺の植栽との連続性や一体性を考慮しているか。 ☐ 公園を囲む塀は樹木で隠す、目立たない色彩を使用する等の工夫をしているか。 ☐ ベンチ、柵等の工作物は、舗装と色調を合わせる、若しくは擬木材を使用しているか。 〈 都市景観形成道路地区(中心市街地を除く) 〉 ☐ ダークブラウン系の色彩を使用しているか。 ☐ 法令等により色彩等が決まっている。(根拠法令等名：)
公共広告物	☐ 公共広告物の構造体の色彩は、周辺の舗装に合わせる、若しくは擬木材を使用しているか。 ☐ デザインはシンプルなものとなっているか。 ☐ 法令等により色彩等が決まっている。(根拠法令等名：)

〈 河川空間 〉

舗装	☐ 周辺のまちなみに調和した色彩、材料を使用しているか。 ☐ 境界部は、周辺とのコントラストが際立たないようにしているか。 ☐ 舗装を使い分けるとき、色調を合わせているか。 ☐ 段差など色彩を使い分ける必要が有る場合は、一定のコントラストをつけながらも全体として調和のとれた色彩を使用しているか。 ☐ 法令等により色彩等が決まっている。(根拠法令等名:)
法面	☐ 経年劣化に耐えられる材料を使用しているか。 ☐ 既存の樹木は保全を検討したか。 ☐ 単調なデザインとならないように工夫したか。 ☐ 法令等により色彩等が決まっている。(根拠法令等名:)
河川敷	☐ 芝等の地被類の植樹を検討したか。 ☐ 修景緑化は検討したか。 ☐ 法令等により色彩等が決まっている。(根拠法令等名:)
遊歩道	☐ 花壇や植栽などにより沿道を緑化することを検討したか。
河川構造物	☐ 周辺施設と色彩を合わせいるか。 ☐ 法令等により色彩等が決まっている。(根拠法令等名:)
公共広告物	☐ 公共広告物の構造体の色彩は、周辺の舗装に合わせ、コントラストを抑えたものとしているか。 ☐ デザインはシンプルなものとなっているか。 ☐ 法令等により色彩等が決まっている。(根拠法令等名:)
橋梁	☐ 周辺施設と色彩を合わせいるか。 ☐ 歩道と車道が分かれているものは、色彩のコントラストを抑えているか。 ☐ 河川敷から高い場所に設置するものは、空になじむグレー系の色彩を使用しているか。 ☐ 法令等により色彩等が決まっている。(根拠法令等名:)

伊丹市公共施設景観指針

施行年月：平成 29 年 3 月

発行・編集：伊丹市 都市活力部 都市整備室 都市計画課

〒664-8503

伊丹市千僧 1 丁目 1 番地

Tel 072-744-2262